



# 秋田県公報

### 目次

#### 告示

生活保護法による医療機関の指定(七二六・福祉政策課)  
 生活保護法による指定医療機関の変更(七二七・福祉政策課)  
 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(七二八・福祉政策課)  
 道路の供用開始(七一九・道路環境課)  
 宅地建物取引業法による公開による聴聞(七二〇・建築住宅課)

#### 告示

河川区域の変更による廃川敷地等(七二一・河川課)  
 開発行為に関する工事の完了(七二二・秋田建設事務所)  
 公告  
 土地改良区の定款変更の認可(秋田総合農林事務所)  
 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(仙北総合農林事務所)  
 物品調達契約にかかる一般競争入札の実施(管財課) 四件  
 教育委員会告示  
 教育委員会会議の開催(一三)

秋田県告示第七百十六号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年十月二十九日  
 秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
つちだ調剤薬局	有限会社つちだ薬品取 締役	由利郡仁賀保町平沢字上町八十三番地九	調剤薬局	平成十四年十月一日
ひらつか薬局	平塚 晃	男鹿市船越字船越三百七番地	調剤薬局	平成十四年十月一日

秋田県告示第七百十七号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

基づき、告示する。

平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項	変 更 年 月 日
-----	-----------	-------	---------	-----------

池田薬局開光堂店	池田薬品商事株式会社代表取締役	本荘市裏尾崎町四番八号	変更前	池田薬品株式会社開光堂薬局	池田薬局開光堂店	平成十四年十月一日
----------	-----------------	-------------	-----	---------------	----------	-----------

秋田県告示第七百十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ひらつか薬局	平塚 晃	男鹿市船越字船越三百七十番地一	平成十四年九月三十日

規定に基づき、告示する。  
 平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	二百八十五号	北秋田郡上小阿仁村南沢字塚ノ岱五五番三 地先から字南沢五八番一地先まで

一 供用開始の区間

- 二 供用開始の期日 平成十四年十月三十一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十月二十九日から同年十一月十一日まで

秋田県告示第七百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 聴聞の日時 平成十四年十一月十二日 午後一時三十分
- 二 聴聞の場所 秋田市山王三丁目一番一号 県庁第二庁舎第五十一会議室
- 三 被聴聞者の住所及び氏名
- (一) 住所 仙北郡西仙北町刈和野字愛宕下百七十番六号
- (二) 氏名 株式会社一光産業 代表取締役 高野 祐 輔

秋田県告示第七百二十一号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 河川の名称 一級河川 山谷川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十四年九月十三日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
湯沢市字裏門八番五および同字八番四地先	土 地	三二〇・七七平方メートル

四 その他  
 関係図面は、建設交通部河川課及び雄勝建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第七百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定により平成十三年九月二十日付け指令秋建 三 六十四号で許可した開発行為（第二工区）に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
 平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎三十八番二  
 河辺町長 大 山 博 美
- 二 開発区域（第二工区）に含まれる地域の名称  
 河辺郡河辺町岩見字萱森上野十七番二の内及び二十六番一の内

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、南秋田郡若美町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年十月二十一日許可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大曲市四ツ屋第一土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
 大曲市高関上郷字沖谷地五番地 高橋俊三  
 " " 字西中谷地四十番地 藤井廣昭  
 " " 字卯時田十七番地 藤井征雄  
 " " 字西中谷地百十三番地 藤井隆幸  
 " " 字下関根六十三番地 草薙節雄  
 仙北郡中仙町清水字北大吹六番地 高橋東悦郎  
 " " 字南谷地七十一番地の二 藤田清廣  
 大曲市四ツ屋字川崎五十六番地 藤田良次  
 " 高関上郷字沖谷地十四番地 藤原勝実
- 二 就任理事の住所及び氏名  
 大曲市高関上郷字下関根六十三番地 草薙節雄  
 " " 字西中谷地四十番地 藤井廣昭  
 " " 字西中谷地百十三番地 藤井隆幸  
 " 四ツ屋字楯ノ木八十六番地 小松賢一郎  
 " " 字川崎二十八番地 藤田和夫  
 " 高関上郷字沖谷地四十番地の二 藤原雄孝  
 " 四ツ屋字楯田十一の内 小松憲司  
 仙北郡中仙町清水字南谷地七十一番地の二 藤田清廣  
 大曲市高関上郷字向高関二十三番地の一 藤井清徳  
 退任監事の住所及び氏名  
 大曲市高関上郷字上谷地六十四番地 高橋和彦  
 仙北郡仙北町戸地谷字中谷地四十九番地 進藤豊和  
 " 横堀字星宮百三十四番地 長澤政美  
 就任監事の住所及び氏名  
 大曲市高関上郷字上谷地六十四番地 高橋和彦  
 " " 字沖谷地五十六番地 佐藤喜浩

仙北郡仙北町横堀字星宮百三十四番地

長 澤 政 美

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
ホイールローダー 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十四年十二月二十五日(水)
  - (四) 納入場所  
秋田県畜産試験場
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月二十九日（火）から同年十一月七日（木）までの期間、随時交付する。
- 五 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十一月十三日（水）午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 六 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
空調機（非閉鎖系温室用） 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十四年十一月二十九日（金）
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学（秋田キャンパス）
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月二十九日(火)から同年十一月七日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十一月十一日(月)午後二時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

空調機(植物工場用) 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年十一月二十九日(金)

(四) 納入場所

秋田県立大学(秋田キャンパス)

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月二十九日(火)から同年十一月七日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十一月十一日(月)午後二時四十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
水耕栽培プラント 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十四年十二月十九日(木)
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学(秋田キャンパス)
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
  - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

- 規定する県の休日を除き、平成十四年十月二十九日(火)から同年十一月七日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十一月十一日(月)午後二時五十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 入札の無効  
規則第百六十六条に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
  - (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十三号  
次のとおり教育委員会会議を開催する。  
平成十四年十月二十九日  
秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

一 日時 平成十四年十一月十二日 午後三時三十分  
二 場所 教育委員会室

三  
案件  
(二)(一) 秋田県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則案について  
その他  
他

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsu-barara@matsubarainsatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄